

(2) ラベリング事業の問題点と課題

1) ラベリングの実施過程の問題点

(表示形態)

製品への表示形態は、表示対象により、梱包毎の表示、製品毎に表示のケースがあり、表示方法により①シールを貼付する方法、②印字する方法がある。

梱包毎に表示するのか製品毎に表示するかは、コストと販売先の取扱いによる表示のインパクトを考慮した選択である。製品毎のラベリングが小規模の事業者にとって実施不可能なコストの負担を強いることになることが懸念されたが、今回に実施事例の中で明らかになったのは、例えばプレカットの納品形態の場合、プレカット加工の最終工程で手作業で検品をする工程があり、その場で検品者がシールを貼る形で表示作業をしているので、一棟あたり数百枚の表示を行うことになるが、実施の障害となる実務上の問題はないとしている事業者が多かった。建築現場で施主へのPRや助成措置に対する手続きとして製品ごとの表示が行われている。すでに県産材マークが定着しているケースもあり、プレカット材の製品ごとの表示は比較的円滑に実施された。

ホームセンターなど消費者向け小売店を対象とする場合も当然製品毎に表示される場合が多い。

シールと印字について、今回の事業は基本的にシールを提供する形で実施されたので、シールを貼付したケースが多かった。また、実証事業として数量が限定されていることも、シール貼付の選択理由である。すでに他のマークを印字している場合は、今後多数の製品ごとに表示をする場合、印字をするとしている場合がある。すでに他のマークを印字しているような場合は大きな追加コストはないが、そうでない場合との格差がある。

(複数の性能表示)

品質JASや県産材、森林認証、FIPCなどすでに複数の情報を表示している場合がある。合法木材の表示は持続可能な森林経営や温暖化問題に関連する環境性能を示す情報であり、供給側が重要な問題提起をするという情報提示であるが、利用者側から見てよりインパクトがあるのは、現時点では、品質・産地などの情報であるという面がある。1つのシールに複数のマークを付けるなどの工夫が必要になるだろう。

2) ラベリング製品の販売先での評価と表示の意義

(販売推進へのインパクトは限定的)

地域差があるが、一部の地域を除き消費者はもちろん工務店やビルダーに合法木材についての認識はまだまだである。今回の取組で表示製品の出荷とともに合法木材製品の説明用ビラを配布し初めて知ったという業者がかなりある。まして、消費者はほとんど合法木材について知識がない。表示の販売推進への効果について疑問視する向きも多い。

(製品の環境配慮と企業イメージの訴求)

業界内部も含めた需要サイドに対する合法性証明木材製品とそれを供給する供給者としての表示者の認知を広げるきっかけとなる。

一部の工務店では今回の出荷を契機として施主に対する丁寧な説明の機会をつくるなど、取り組んでいる例が見られる。

(梱包ごとの表示の可能性)

また、梱包毎の表示となっている市売りの場合は、エンドユーザーまで届くまでに梱包がほどかれて途中で表示の効果がなくなるので、市売りの過程で梱包毎に大きなマークが表示されているインパクトはどうかという問題である。これも、地域差があるが、地域によっては合法性証明が業者間でもあまり認知されていないケースもあり、そういう場所での市売りではシールを大きく貼って製品が話題となって売れ行き好調というケースもあった（F県の丸太の市売りのケース）。ほとんどコストが係らない点から、梱包毎にマークを貼って出荷することに買方から一定の評価を受ける場合もあり、市売り出荷の場合にも表示の需要があると考えられる。

3) 表示の問題点と課題

(信頼性への責任とその範囲)

木材製品への合法木材表示は、木材業界と関係はないが、環境問題と木材利用に強い関心を持つ人に合法性が証明された供給システムの内容を説明する場ともなる。このことは幅広い普及のきっかけとなるが、信頼性についての責任が問われるきっかけともなる。普及に取り組む場合常に生じることではあるが、製品への表示という手段が持っている課題である。

木材製品の合法性を示すマークが不正に表示された場合は、「不当景品類及び不当表示防止法」（以下景品表示法という）の「優良誤認表示」とされ、違反した場合、一般消費者への周知徹底、再発防止策実施などの措置命令の対象となる可能性がある。これは当該表示をした事業者に対するものであるが、団体に対しても一般的な意味で「システムが正常に作動しているかどうか常に善良な管理者の注意義務を持って管理しなければならない」義務を負っているとされている。個々の認定事業者の林野庁ガイドラインに基づく合法性証明の責任の範囲は、①製品や原料の調達過程で納入者からガイドラインに基づく適切な合法性証明がされていることを確認し、②そのものをその他のものから分別管理し、③合法性証明のあるものから製造されたものに対して合法性を証明する、というものである。仮に原料調達の前過程で違法伐採材や証明されていない木材製品が混入していたとしても、そのことをもって当該認定事業者が不当に合法性証明をしたことにはならないというものである。

以上のことから、表示を一般化する場合には、①表示の責任が事業者にあることを明確にすること、②認定団体としては表示事業者に対してガイドラインによる義務を実施していることを確認する手続を行うこと、③ガイドラインによる合法性証明の内容を明確に示しておくこと、が求められる。

(他の表示事項との調整)

木材の表示について、利用者側の直接の反応としては、合法性より品質がより重要な課題であるという面があり、また、産地などもユーザー側の関心が強い事項である。先行して表示を進めていて、包括的に説明できる木材表示推進協議会（FIPC）の方がわかりやすいとの指摘もあり、産地伐採箇所所有者などを示すQRコードなど先を行く表示制度がある。その上で合法性証明の表示を実施する場合、コストに対応するため、事業者が複数マークを一つのシールで表示するケースも考えられ、手続きを明確にしておく必要がある。

(表示への誤解の対処)

「シールを貼ってある製品の合法性を明確にした場合、シールがない製品は違法伐採材ということになるのでないか」という営業サイドの混乱を心配する声はいくつかあり、アンケートでもその点に

ついて懸念を示す回答が多かった。また、ほとんどの製品に何の表示もないところに合法性を示すマークが添付された場合、そのマークの意味が余り周知されていないとこのマークが品質を担保する安心のマークなのではないかと誤解され需要者に受け入れられるような場合もあった。

今後、合法性表示が一般化される場合、合法性が一定の手続きで証明されたものであることを示すものであり、他の製品が違法伐採材ではないということや、「合法性が担保する範囲（品質を保証するものでない）」についての誤解が生じないように、丁寧な説明が必要である。

